『旭川市における児童発達支援の計画の必要性について』

旭児連事務局 瀬川真砂子

1. 発達支援は子育て支援から

「療育」とは「丁寧な子育て」

1歳6か月健診・2歳幼児相談・3歳児健診から、早期に発達支援・子育て支援を必要とされる子どもの数を推定し、発達支援事業を計画的に推し進めていくことが必要です。介護保険における、地域包括支援センター的な相談支援事業が求められます。

旭川市のみどり学園・子ども通園センターと、民間の発達支援センター・発達支援事業を、同じ「児童発達支援」としてとして位置づけていくことが必要と考えます。旭川市には療育資源が多いと考えますが、それぞれの療育資源において丁寧な子育て(=療育)を進めていける状況を構築できているとは思えません。例えば、子ども通園センターは定員が200名ですが、この定員は丁寧な子育てを進めていく上ではかなり無理のある数字となっているように思われます。

子ども通園センターは、他に療育機関がない時代に旭川市として一人でも多くの母子を受け入れなくてならないという使命感の上に200名の子どもを受けるようになりました。しかし、今民間の事業所が30カ所ほどになった現在においては、その役割を、民間の事業所の存在も考慮に入れた上で再検討していくべきではないでしょうか。深刻な親の悩みに応えていくためには、身近で懇切丁寧な相談場所・療育場所が必要だと考えられます。旭川市の療育機関も含めて、旭川市内のどこの地域にどのような機関が必要なのかの将来プランを描いていくことが、いま大切なように強く感じます。

そのために我々民間の事業所が旭児連として考えている方向性も含めて、行政としての 支援体制構築を検討していくことが求められているのだと思います。

2. 文科省・厚労省合同の通知文について

平成4年4月18日付けで、「児童福祉法の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」という合同の通知文が出されています。

内容は以下の通りです。

- 1. 相談支援の充実について
- 2. 障害児支援の強化について
- (1)児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し
- (2) 障害児施設の一元化
- (3) 放課後等デイサービスの創設
- (4) 保育所等訪問支援の創設
- (5) 個別支援計画の作成

特に、保育所等訪問支援については、本事業の周知が十分でないためか現場に理解されず、訪問が受け入れられず、保護者の要望に応えることができなかった事例もあります。

保育所等訪問支援は国の施策においてもその有用性と必要性が認められた事業です。旭川市行政におかれましても本事業の有用性をお認めいただき、保育所・幼稚園などの関係 各所に対する周知と理解啓発を行っていただきたく、お願い申し上げます。